

# 茨城県雇用対策協定

## 附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、茨城県知事及び茨城労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 3月24日

茨城県知事

鈴木昌

厚生労働省茨城労働局長

中屋敷勝也

### (目的)

第1条 この協定は、茨城県と厚生労働省茨城労働局（以下「茨城労働局」という。）が、中長期的に茨城県内の労働力人口が減少することが見込まれる中にあっても、茨城県の活力を維持し持続的な発展を図っていくため、それぞれの強みを生かして雇用面での連携を一層深化させ、雇用対策や地方創生に関する施策を総合的かつ効果的に実施することを目的として締結する。

### (事業内容等)

第2条 茨城県及び茨城労働局は、前条の目的を達成するため、双方協議し、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として、別に毎年度策定するものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等を実施するため、茨城県及び茨城労働局は共同で運営協議会を設置するものとする。

### (要請等)

第3条 茨城県知事及び茨城労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 茨城県知事及び茨城労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

### (秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、茨城県及び茨城労働局が相互に提供する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

### (その他)

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、茨城県及び茨城労働局は協議し定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。